

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第47回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月1日(水) 14時から15時25分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
(委員会) 牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
(九州管区行政評価局) 山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2) その他
- 5 会議経過
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2) 部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあつせん案2件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあつせん案等の審議を継続することとされた。
(3) 次回の部会は、平成21年4月8日(水)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第 61 回)議事要旨

- 1 日 時：平成 21 年 4 月 2 日（木） 14 時から 15 時 20 分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
（九州管区行政評価局）塩田第一部会事務班長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定するとともに、1 件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 21 年 4 月 9 日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 ： 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第63回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月2日(木) 13時50分から16時40分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会)北原部会長代理、吉椿委員、片野委員

(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

4 主な議題

(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、5件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年4月7日(火)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第48回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月2日(木) 13時50分から16時40分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)市丸部会長、大久保委員、淵上委員
(九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年4月10日(金)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第62回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月3日(金) 14時から16時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
(九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定した。
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年4月10日(金)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第64回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月7日(火) 13時45分から16時50分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 北原部会長代理、吉椿委員、片野委員

(九州管区行政評価局) 柏木事務室長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の脱退手当金の支給記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成21年4月14日(火)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第47回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月8日(水) 14時から15時15分まで

2 場 所：九州管区行政評価局調査室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会)高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
(九州管区行政評価局)渡辺局長、山内事務室次長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、6件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年4月15日(水)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第48回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月8日(水) 14時から16時30分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
(委員会) 牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
(九州管区行政評価局) 柏木事務室長、山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2) 口頭意見陳述
(3) その他
- 5 会議経過
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあつせん案2件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあつせん案等の審議を継続することとされた。
(2) 申立人の口頭意見陳述を実施した。
(3) 次回の部会は、平成21年4月24日(金)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第45回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月8日(水) 15時から16時まで

2 場 所：福岡合同庁舎共用第9会議室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会) 山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員
(九州管区行政評価局) 田中第八部会事務班長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- (3) 次回の部会は、平成21年4月15日(水)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第62回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月9日(木) 14時から15時25分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)津田部会長、板井部会長代理、岡崎委員
(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年4月15日(水)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第61回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月10日(金) 14時から16時15分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員
(九州管区行政評価局) 渡辺局長、落合事務室次長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- (3) 次回の部会は、平成21年4月17日(金)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第63回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月10日(金) 14時から16時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
(九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年4月17日(金)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第49回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月10日(金) 13時50分から16時15分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)市丸部会長、大久保委員、淵上委員
(九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年4月17日(金)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第65回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月14日(火) 13時30分から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会)北原部会長代理、吉椿委員、片野委員

(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

4 主な議題

(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2)口頭意見陳述

(3)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の1件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(2)申立人の口頭意見陳述を実施した。

(3)次回の部会は、平成21年4月22日(水)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第63回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月15日(水) 14時から15時25分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
(九州管区行政評価局)塩田第一部会事務班長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案4件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の1件について資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年4月22日(水)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第48回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月15日(水) 14時から16時30分まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会)高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
(九州管区行政評価局)森永第六部会事務班長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)口頭意見陳述
- (3)その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- (2)申立人の口頭意見陳述を実施した。
- (3)次回の部会は、平成21年4月21日(火)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
(後日修正の可能性あり)

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第46回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月15日(水) 15時から16時まで

2 場 所：九州管区行政評価局調査室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会)山本部長、尾畠部長代理、田村委員

(九州管区行政評価局)田中第八部会事務班長ほか

4 主な議題

(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2)部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件について記録を訂正する必要はないと判断した。

 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年4月24日(金)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第62回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月17日(金) 14時から15時55分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会) 中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員
(九州管区行政評価局) 落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2) その他
- 5 会議経過
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3) 次回の部会は、平成21年4月23日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第64回)議事要旨

- 1 日 時：平成 21 年 4 月 17 日（金） 14 時から 17 時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金の 1 件について、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の 2 件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 21 年 4 月 23 日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第50回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月17日(金) 13時30分から16時45分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会)市丸部会長、大久保委員、淵上委員

(九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

4 主な議題

(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2)口頭意見陳述

(3)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(2)申立人の口頭意見陳述を実施した。

(3)次回の部会は、平成21年4月23日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第49回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月21日(火) 14時から15時10分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
(委員会)高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
(九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、国民年金の3件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年4月28日(火)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第64回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月22日(水) 9時30分から10時30分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の1件について資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3)次回の部会は、平成21年5月8日(金)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第66回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月22日(水) 13時30分から16時45分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)北原部会長代理、吉椿委員、片野委員
(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)口頭意見陳述
(3)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定した。
また、厚生年金保険の3件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(2)申立人の口頭意見陳述を実施した。
(3)次回の部会は、平成21年4月30日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第63回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月23日(木) 14時から16時30分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会)中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員
(九州管区行政評価局)宮村第三部会事務班長ほか
- 4 主な議題
(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2)口頭意見陳述
(3)その他
- 5 会議経過
(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定した。
また、厚生年金保険の1件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(2)申立人の口頭意見陳述を実施した。
(3)次回の部会は、平成21年4月30日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第65回)議事要旨

- 1 日 時：平成 21 年 4 月 23 日（木） 14 時から 16 時 30 分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）土屋第四部会事務班長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金の 3 件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定するとともに、1 件について記録を訂正する必要はないと判断した。
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 21 年 5 月 1 日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第51回)議事要旨

1 日 時：平成 21 年 4 月 23 日（木） 14 時から 17 時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）市丸部会長、大久保委員、淵上委員

（九州管区行政評価局）中野第五部会事務班長ほか

4 主な議題

（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

（2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、国民年金の 1 件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の 2 件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成 21 年 5 月 1 日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第49回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月24日(金) 14時から15時15分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
(委員会) 牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
(九州管区行政評価局) 山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2) その他
- 5 会議経過
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2) 部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあつせん案3件を決定するとともに、1件について記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあつせん案等の審議を継続することとされた。
(3) 次回の部会は、平成21年4月30日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第47回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月24日(金) 10時から11時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)

3 出席者

(委員会)山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員

(九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

4 主な議題

(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2)部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年5月1日(金)に行うこととされた。

(文 責 : 事 務 室)
後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第50回)議事要旨

- 1 日 時：平成 21 年 4 月 28 日（火） 14 時から 15 時 50 分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎）
- 3 出席者
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員
（九州管区行政評価局）山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成 21 年 5 月 13 日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第67回)議事要旨

1 日 時：平成21年4月30日(木) 13時30分から16時45分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会)北原部会長代理、吉椿委員、片野委員

(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

4 主な議題

(1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2)口頭意見陳述

(3)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の1件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(2)申立人の口頭意見陳述を実施した。

(3)次回の部会は、平成21年5月14日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第64回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月30日(木) 14時30分から16時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
(委員会) 中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員
(九州管区行政評価局) 落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2) その他
- 5 会議経過
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
(3) 次回の部会は、平成21年5月12日(火)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第50回)議事要旨

- 1 日 時：平成21年4月30日(木) 14時から15時40分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
(委員会) 牟田部会長、石立部会長代理、上村委員
(九州管区行政評価局) 山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
(2) その他
- 5 会議経過
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
(2) 部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあつせん案3件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあつせん案等の審議を継続することとされた。
(3) 次回の部会は、平成21年5月7日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕